

第5回

出展者募集のご案内

リテールテック大阪 2025

2025年7月10日[木]—11日[金] 10:00~16:30

会場：インテックス大阪

主催：日本経済新聞社、テレビ大阪

1小間(9㎡) = 385,000円(税込み) 展示規模：70社・団体、130小間(見込み)

※同時開催のフランチイズ・ショー大阪、JAPAN SHOP 大阪、SECURITY SHOW 大阪、
建築・建材展大阪との合計：400社・団体、630小間(見込み)

来場見込み：17,000人(見込み、同時開催展含む) 入場無料(事前登録制)

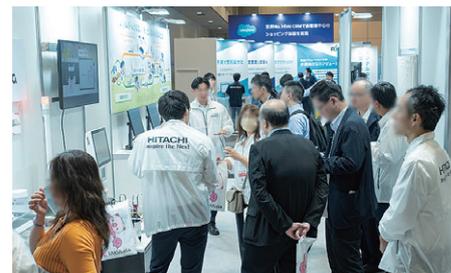
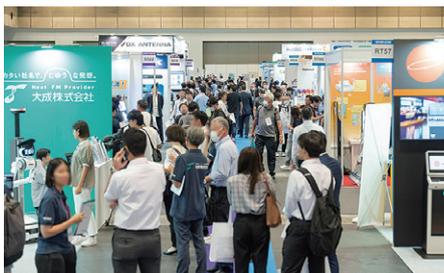
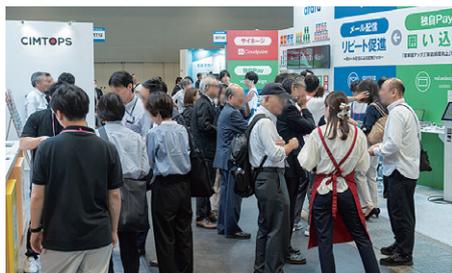


チャンスをつかむ
ミライをつかむ

Fill Your Cart
With Future
Opportunities

出展申込締め切り 2025年3月31日[月]

コロナ禍を経て、人流やインパウンドが急速に回復する中、流通業界は人手不足とコスト高に悩まされ、生産性の向上が喫緊の課題になっています。世の中の変化への迅速な対応と直面した課題解決に必要不可欠なのが「流通DX」です。流通業界の様々な課題を解決するソリューションー流通情報システム、POSなどの決済・キャッシュレス関連、リテールメディアやデジタルマーケティング、データ活用、AIを活用した顧客データ分析などが一堂に集う関西最大級の展示会、リテールテック大阪が今回で第5回目を迎えます。流通業のシステム導入に携わる方をはじめ、流通・小売業に様々な立場の関係者に向けて情報発信できる本展へ、皆様のご出展を心よりお待ちしております。



※写真は2024年10月に開催したリテールテック大阪2024(大阪展)の会場風景です。

出展料金・小間仕様など

出展料金

1小間 = 385,000円(税込み)

東京(2025年3月)・大阪両展に出展=1小間363,000円(税込み)に割引

1小間：9㎡ = 幅3m × 奥行3m × 高さ2.7m

※共同出展する場合は社数分以上の小間数で出展する必要があります。

※高さ制限については右記の基礎小間仕様をご参照ください。

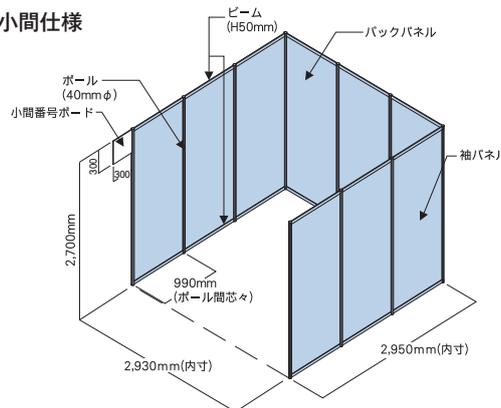
小間位置の決定

会場全体の基本構成とレイアウトは、出展者数、展示小間数などを考慮して主催者が作成します。各社の小間位置は2025年5月14日に実施予定の出展者説明会で行われる「小間位置抽選会」で決定します。同じ申し込み小間数の出展者が複数ある場合、抽選で小間位置選択の優先順位を決定します。

※お申し込み小間数は、共同出展も含め、1・2・3・4・6・8・9・12・15・16・18・20・24・25小間のいずれかとなります。4小間でご出展の場合は単列(1×4)、複列(2×2)のいずれかの小間形状をお選びください。

※最終的な小間位置や小間形状については、展示会場全体の最適な配置や法令を遵守するために主催者が調整します。

基礎小間仕様



- 基礎小間には社名板、カーペット、照明器具はつきません。通路に面する側面パネルはつきません。
- 装飾の高さ制限は、3小間までは一律2.7m。4小間以上は隣接小間、後壁および通路から1m以内は高さ2.7mまで、それ以外は高さ4mまでです。
- 電気工事費(工事費と使用料金は、1kWあたり15,400円(税込み)です。
- 追加のパッケージブースとレンタル備品は出展者説明会で発表します。

<https://messe.nikkei.co.jp/rs/>

〈お問い合わせ〉

日本経済新聞社 イベント・企画ユニット 事業部

「リテールテック」担当

TEL：03-6256-7355

eメール：retailtech@shopbiz.jp

出展対象 ※会場でのゾーン配置は行いません。

トータル流通情報システム	店舗から本部まで、総合的な流通情報システムの提案
決済・キャッシュレス	キャッシュレスや決済に関連するシステム
リテールメディア・店頭販促	消費者に適切な広告や情報提供を行う集客システム
AI・データ活用	流通業で活用できるAIと、基盤となる顧客データの活用
EC・デジタルマーケティング	次世代のECサイト構築・運用とデジタルマーケティング
リテール物流	物流、倉庫、宅配を支える機器・システムとIoTソリューション
流通HR	採用、労務、教育など流通業の人事業務支援
業種別ITソリューション	アパレル、外食、サービスなど各業界向けのITソリューション

来場対象

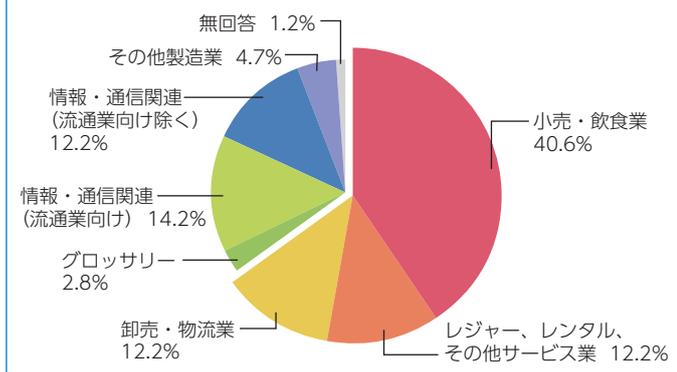
- 小売業 ●専門店 ●卸売業・商社 ●通信販売事業者 ●外食業 ●サービス業 ●運輸・物流業 ●グロッサリー
- デベロッパー、コンサルタント、シンクタンク、SP会社、広告会社、公共機関 など

リテールテック大阪2024 開催報告

●来場者数：9,809名(2日間合計、同時開催展含む)

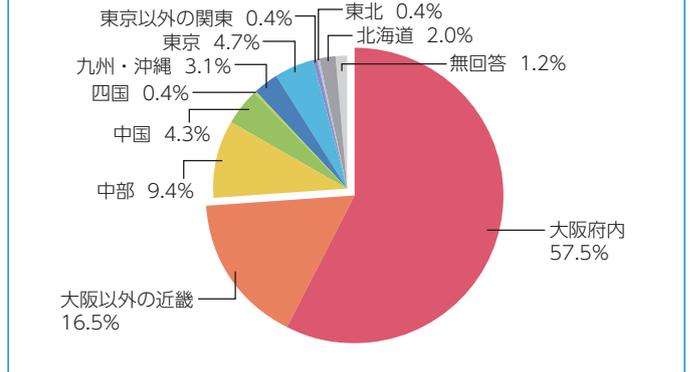
●来場者の業種(来場者アンケートより)

来場ターゲットの「小売・飲食・サービス・流通企業」が65%!



●来場者の勤務先(来場者アンケートより)

近畿圏からの来場比率が75%近くに!



●出展者一覧(社名/50音順)

リテールテック大阪2024	
IKCS	長野テクトロン
映像機製作所	ナビタイムジャパン
アスタリスク	日鉄ソリューションズ
アララ	日本自動認識システム協会
アルプス システム インテグレーション	日本フォームサービス
ITAN	日本アピメックス
インターファクトリー	NETALIVE
インタセクト・コミュニケーションズ	Packcity Japan
infonerv	発注ナビ
エイチビエラボジャパン	パリュウデザイン
MJYコンサルタント	パルディア
lis B	日立グループ
カンリー	華為技術日本
キーエンス	FANTEC
クラウドポイント	FUJI
GROWIT	プライセン
Goldratt Japan	ブラザー販売
GMO TECH	フルカイト
シェアフル	ポストラス
シムトップス	ミリオネット
スタメン	Mori
STORES	森創
セイビ堂	ユビレジ
セーフィー	ラクス
セールスフォース・ジャパン	流通情報ラベル社
センチリオンシステム	GS1 Japan・流通BMS
Dahua Technology Japan	キャノンITソリューションズ
タイムリープ	サイバーリンクス
TIPプランニング	システムベース
テクノフェイス	データ・アプリケーション
TOPWISE	北陸コンピュータ・サービス
トマトランド	GS1 Japan(流通システム開発センター)
トランスパーフェクト	流通BMS協議会

●来場促進のための主な広報活動

全15段広告

▼2024年10月17日
日本経済新聞 大阪夕刊近畿

「日経メッセ大阪」開幕
次世代店舗の
新技術が続々

「フランチャイズ・ショー大阪」は、大阪一など1つの展示会を構成する「リテールテック大阪」では、人手不足や小売業が抱える課題を解決する技術を紹介、板垣現英(VERGO)の「SECURITY」を展示する。SECURITYは、体験できるほか、冷蔵・冷凍品に対応したスマートロッカーを展示する。

次世代の店舗づくりを市で始まった加盟店を、展覧期間中は16日まで、2日に開催する「日経メッセ大阪」の2日間で、約1万3000人の来場を見込む。た監視カメラや警備ロボット、最新の防犯製品を紹介する。

●アンケートなどの詳細な資料は下記から開催報告書をご覧ください。

https://messe.nikkei.co.jp/2024/report_RS2024.pdf



来場者証QRコード読み取りサービス

名刺のデータ化が不要！ ブース訪問者の情報をデータで提供します

ブースに来訪した来場者の登録情報を提供するサービスです。専用端末で来場者証にあるQRコードを読み取ることで、最速来場日当日からデータ取得が可能です。ブース来訪者から名刺を受け取り、データ化するまでの作業が不要になります。詳細は、5月14日(水)に実施予定の出展者説明会でご案内します。

利用料金(税込み)

110,000円 *別途、読み取り専用端末費用<1台44,000円(予定)>とデータ提供費用<1件77円(予定)>がかかります。

■取得できる来場者データ(一部予定の内容を含む)

●取得可能な項目(CSV形式)

お名前、会社名、部署名、役職名、住所、電話番号、メールアドレス、アンケート項目(業種、所属部署、役職、企業規模)

※会社名、部署名、役職名は登録時の必須項目ではありません。また、各項目は来場者が入力あるいは提示した内容のまま提供しますので、必須項目でも含まれていない場合があります。

※対象者が未成年の方や海外の方の場合、または登録時に海外にお住まいの場合、データを提供しませんので、予めご了承ください。

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

出展お申し込みにあたってのご留意事項

- 予定小間数に達した時点で出展申込受付を締め切ります。
- 出展者説明会は、オンラインで2025年5月14日(水)に実施予定です。詳細は後日ご案内いたします。
- 感染症の拡大等、不可抗力により本展示会の開催中止や会期短縮を主催者が判断した場合、出展料金を返金します。詳しくは出展規約3-3を参照ください。

出展申し込み方法

出展申し込みはウェブサイトから
お手続きください。

<https://messe.nikkei.co.jp/rs/>



STEP 1



ウェブサイト内の出展申し込みページにアクセスし、「出展規約」に同意のうえ、案内に従って出展内容を入力してください。
リテールテック大阪に出展したことがある場合は、リテールテック大阪の出展者ID(RSではじまる5桁の数字)を使って「出展者マイページ」からお手続きください。

※広告代理店を通してのお申し込みは、主催者が認めた広告代理店に限らせていただきます(ご不明の場合は主催者にお問い合わせください)。
※出展者マイページのパスワードが分からなくなった場合は、ログイン画面で再発行することが可能です。出展者IDが分からなくなった場合は、主催者まで電子メールでお問い合わせください。

STEP 2



出展内容を主催者が確認した後、出展担当者様宛に電子メールでご連絡します。このときに出展者IDをお知らせします。電子メールの案内に従って「出展者マイページ」にログインし、STEP1で入力した内容が印字された出展申込書PDFをプリントアウトしてください。

※出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合、申し込み受付を保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。

STEP 3



申し込み締切日：2025年3月31日(月)

プリントアウトした出展申込書PDFに、代表者印(または社印)を押印のうえ、以下の方法でご提出ください。

- ① 出展申込書をスキャンし、スキャンデータを出展者マイページからアップロードする。
- ② ①が難しい場合は、出展申込書の原本を主催者まで郵送する。

※出展申込書を郵送する場合は、必ず事前にコピーを取り手元に保管してください。

STEP 4



主催者から出展申込書を受理した旨を電子メール(出展申し込み受理メール)でお知らせします。このメールを送信した時点で出展申し込みを受理したものとします。また、追って請求書を発送します。

STEP 5



出展小間料の振り込み 入金締切日：2025年4月30日(水)

振込手数料は出展者様にてご負担ください。期日までに出展者または広告代理店からの入金を確認できない場合は、申し込みを取り消すことがあります。

出展お問い合わせ先(主催者)

日本経済新聞社 イベント・企画ユニット 事業部「リテールテック」担当
Tel. 03-6256-7355 eメール: retailtech@shopbiz.jp

リテールテック大阪 2025 出展規約

【1. 規約の履行】

出展者(共同出展者を含みます、以下同じ)は「日経メッセ 街づくり・店づくり総合展」[2025年開催の各展示会(JAPAN SHOP「建築・建材展」[ライティング・フェア「リテールテックJAPAN」][SECURITY SHOW][ビルメン CONNECT][Good家電 Expo][フランチイズ・ショー][フランチイズ・ショー大阪][リテールテック大阪][JAPAN SHOP大阪][SECURITY SHOW大阪][建築・建材展大阪]ほか特別企画展、関連企画を含み、これらを含めて以下「本展示会」と総称します)に出展するにあたり、本規約、主催者から提示された「出展のご案内」(出展要項)、「出展者説明会」で配布する「出展細則」・「提出書類」・「請求書」その他主催者から個別に提示される各種書類・電子メール等の記載内容(これを以下「本展規約等」と総称します)を遵守しなくてはなりません。出展にあたって、本展規約等とは別のいかなる契約書や覚書等も締結することはできません。また、出展者は、その役員・従業員・株主・出資者等の関係者、出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかる設営・撤去業者、展示の運営委託先その他本展示会に関して締結する契約の相手方(かかる契約相手方の再委託先・再々委託先等を含みます。)(以下これらの者を「出展関係者」と総称し、出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します)をして、本展規約等を遵守させるものとし、出展者等がこれらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期(本展示会の搬入期間・開催期間を含みます)を問わず、次回以降を含む出展申込の不受理、受理した出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更・中止の命令、または関連サービス等の提供の中止を行うことができます。その際、主催者の判断基準・根拠等は公表しません。出展取り消しとなった場合でも、出展者は本規約【4. 出展キャンセル】に規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合は、主催者は別途損害賠償を請求します。また主催者は、出展申し込みの不受理、出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更・中止等によって生じた出展者等の損害は補償しません。

【2. 出展にあたっての諸注意】

2-1. 出展者は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体等に限定します。主催者が、主催者が独自の裁量に定める出展基準に従い、法人・団体および製品・サービス等が出展に適さないと判断した場合(下記事例を含みますが、これらに限られません)には、出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。
◀出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのものを断りする事例▶
[出展申込書その他提出書類に記載事項に不備や虚偽の申請等があった場合]
[出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合]
[出展者が第三者の権利(知的財産権、肖像権等)を侵害していることと判断される場合]
[他の出展者や来場者等から苦情が予想される場合]
[出展者が自ら法的整理手続での申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合]
[出展者が【10. 反社会的勢力の排除】に定める反社会的勢力であることが判明した場合]
その他、出展が不適当と主催者が判断する場合]
2-2. 本展示会の会場内で、代金決済を伴う物品の販売やサービスの提供(以下併せて「即売行為」といいます)を行うことは、主催者が事前に認めたものを除きお断りします。
2-3. 共同出展の場合は、共同出展に含まれる1出展者につき1小間以上で申し込むものとします。例えば、2社で1小間の出展はできません。
2-4. 感染症等の発生や流行地域としてWHO(世界保健機関)や厚生労働省、外務省等が指定・勧告する国・地域からの出展者の出展または来場を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域からの出展または来場においても、主催者の判断で関連書類の提出を求められる場合があります。

【3. 出展申し込みおよび出展料金の支払い】

3-1. 出展申し込み書は主催者が定める方法で提出するものとし、出展申込書を受領し、出展審査を経て、主催者が出展申込受理通知を送信(電子メールまたは郵送による)した時点をもって正式な出展申込受理とします。本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「[会社案内][製品カタログ][登記事項証明書]等主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出するものとし、また、展示会によって別途必要な添付資料を定める場合があります。すべての添付資料をご提出いただかない場合、主催者は出展申し込みを保留または出展をお断りすることがあります。出展申込書、添付資料その他のすべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとし、また、出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取次ぎを委託することができます。
3-2. 出展申込受理の後、主催者は出展者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には広告代理店。特に断らない限り本3-2において以下同じ)に出展料金を請求します。出展者は主催者が定める期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとします(振込手数料は出展者が負担するものとします)。主催者が定める期日までに出展料金の振り込みがない場合、主催者は出展申込受理を取り消す権利を保持します。(出展者(広告代理店)を含みません)が広告代理店に対して出展料金を支払い済みであるか否かは問いません。
3-3. 主催者は、天災地変、疾病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責にやらない事由により本展示会の開催を中止、会期短縮(会期中途の打ち切りを含む、以下同じ)または延期する場合があります。中止の場合、主催者に支払われた出展料金は、以下の基準により返金します(広告代理店)を通じての申し込みの場合は広告代理店に返金します)。

- ①2025年5月31日(土)まで：出展料金の100%
 - ②2025年6月1日(日)～30日(月)：出展料金の80%
 - ③2025年7月1日(火)～7日(月)：出展料金の70%
 - ④2025年7月8日(火)～9日(水)(搬入・設営期間)：出展料金の50%
 - ⑤2025年7月10日(木)～11日(金)(会期中・搬出撤去期間)：出展料金の0%
- なお、会期短縮または会期を延期する場合は、出展料金の取り扱い、変更後の会期および会場などについて出展者へあらためて提示します。

【4. 出展キャンセル】

4-1. 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。出展者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みます)の事情により、出展の全部または一部の取り消し・解約をする場合、出展者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、キャンセル料として主催者に請求金額の全額を支払わなければなりません。
4-2. 主催者が出展申込を受理した後は、キャンセル料が発生するものとし、
4-3. キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。

【5. 展示スペースの割り当て】

5-1. 出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定します。出展者はその結果に従うものとし、小間位置抽選会がある展示会はそのルールに従って抽選を行い、その結果に従うものとし、
5-2. 出展者は、主催者が定めたまたは小間位置抽選会で決まった展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与等することはできません。
5-3. 主催者は、会場および所轄の警察署、消防署・保健所等による指導・命令または出展キャンセル等があった場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

【6. 各種書類の提出】

出展者は、「出展細則」・「提出書類」の提出書類等主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申込を受理しないことがあります。

【7. 展示に関するルールの概要】

7-1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても「出展申込書」に記載がない場合は、それらの製品・サービス等の出展や、小間内でそれらの社名等の掲出ができない場合もありますのでご注意ください。
7-2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービス等の出展内容に変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければなりません。

7-3. 装飾・展示物等の搬入・搬出および展示方法等は、「出展細則」・「提出書類」に規定通り、出展者等はこれらを遵守しなければなりません。
7-4. 出展者等は、通路等自社小間内以外の場所で展示・宣伝・即売行為等を行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無等は主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。
7-5. 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大量を放つ実演や不快感を与える実演等、他の出展者等や来場者の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演等が他の出展者等や来場者に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお、自治体の火災予防条例により危険物の持ち込みは禁止されていますので、装飾物・演出としての煙火、煙、スモークマシン、ネオン管等の使用はできません。
7-6. 出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規行政指導を厳守しなければなりません。
7-7. 出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者等に対し迷惑の及ぼす行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為等)を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止を命令し、または次回以降の出展申し込み拒否を決定する権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。
7-8. 本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容等に関して、主催者はその責を一切負いません。
7-9. 展示会場においては、主催者が認めた報道関係者や主催者が許可する場所を除き、写真・動画の撮影は禁止です。出展者は主催者に届け出た了承を得た後、自社ブースのみ写真や動画を撮影することができます。
7-10. 出展者は展示会場内で酒類の販売や試飲提供はできません。ただし、出展物が酒類の場合は事前に主催者までお問い合わせください。
7-11. その他、前各項のルールに違反する等、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者等から苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、または既に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で出展の取り消しを決定することがあります。その場合、出展者等はその決定に従うものとします。

【8. 個人情報の取り扱い】

8-1. 出展者は、展示または来場者証QRコード読み取りサービスなどを通じて来場者の「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得・管理しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報」の主体である来場者から「同意」を取らなければなりません。
8-2. 出展者は、来場者から取得した「個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取らなければなりません。
8-3. 出展者が、取得した個人情報の管理・利用に関して出展者等との間で紛争などが生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に関し、主催者は一切の責を負いません。
8-4. 主催者は、来場者の個人情報の正確性・真実性を保証するものではありません。
8-5. 出展者が自社ブースにおいて、来場者の参加記録に記載されたQRコードを専用端末を使って読み取り、本展示会のシステムにアップロードした場合、当該来場者の来場記録が本展示会のシステムに記録されます。出展者は本展示会のシステムから来場者記録データを取得することができます。ただし、技術的な要因によりQRコードが読み取れなかった場合、および、読み取りデータが消失した場合などは、当該来場者の記録に失敗することがあります。
8-6. 主催者は、来場者に対し、来場者登録フォームにおいて、個人情報本展示会のシステムを通じて主催者から出展者に提供されることを説明し、明確な同意を得ています。また、来場者に発行する参加証においてQRコードを利用した来場記録の提供について説明しています。

【9. 損害賠償責任】

9-1. 主催者はいかなる場合においても、出展者が展示スペース、印刷物および本展示会ウェブサイトを使用することによって出展者または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害に対し、一切の責を負いません。
9-2. 出展者等は、故意・過失の如何を問わず、展示会場およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。
9-3. 出展された製品・サービスについて他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責任を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけるものとし、万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならぬものとします。
9-4. 主催者は、天災地変、疾病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責にやらない事由による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。
9-5. 主催者の責により本展示会が会期短縮または開催中止となった場合、主催者は出展者等に対し損失利益を除く損害について賠償責任を負います。ただし、損害賠償額(返金する出展料金を含む)は、当該出展者等にかかる出展料金の金額を超えないものとします。
9-6. 主催者は、会場マップ、ウェブサイト、ガイドブックやその他の告知宣伝物の誤植等によって生じた出展者等の損害は補償しません。
9-7. 搬入期間を含む開催期間中、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者等に生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むいかなる損害を与えた場合も、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者等との間の紛争等は、出展者等の責任のものとします。

【10. 反社会的勢力の排除】

10-1. 出展者は、出展者等が現に反社会的勢力(以下の①～⑥に掲げる者および団体をいう)ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを主催者に対して表明・保証するものとし、
①無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者
②「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等収受を行いもしくは行っている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者
③「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団員およびその関係団体ならびにこれらの構成員
④総選挙、社会運動標榜公口、政治活動標榜公口、特殊知能暴力集団等の団体または個人
⑤暴力、威力、脅迫の言辭および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
⑥前①～⑥のいずれかに該当する者または団体(以下「反社会的団体等」という)と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
⑦反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体
⑧反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体
10-2. 主催者は、出展者等が前項に違反した場合、その出展を取り消すことができ、すでに受領した出展料金は返金せず、また取り消しによって出展者等に生じた損害も賠償しません。

【11. その他】

11-1. 本展規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに出展者は同意するものとします。
11-2. 主催者は、法令の許容する範囲内で本規約を変更することがあります。その場合、主催者は出展者に対し、本展規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を適宜の方法で事前に周知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。